

### 3. 自動車の登録業務関係

#### (1)電子情報処理システムによる自動車の登録

増え続ける自動車保有車両に対応するため、昭和45年3月自動車登録業務に電子情報処理システムを導入した。

本システムは、オンライン・リアルタイム方式により自動車の登録・検査記録を一元的に管理しており、6回のシステム更改（最終：平成29年1月）で専用申請書から汎用紙申請書での読み取りが可能となるなど、申請者の利便の向上及び効率的な業務処理を図っている。

さらに、新車新規登録の登録手続きが電子情報媒体を利用することにより、一括で行えるワンストップサービス（OSS:One Stop Service）の運用が平成17年12月26日から東京都・神奈川県・愛知県・大阪府の4都府県で開始され、運用地域や対象手続きは順次拡大されていて、当県においては、令和元年10月15日に運用を開始している。

#### (2)図柄入ナンバープレートの交付

平成29年4月から登録車及び軽自動車では、国内初の図柄入りナンバープレート「ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバー」の交付を期間限定で開始し、続いて平成29年10月から「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート」を期間限定で、平成30年10月から「地方版図柄入りナンバープレート」を交付している。